

査読付き論文

## 『サー・ハーキュリズ・ラングリッシへの手紙』における バークの国家論・宗教論・歴史論

——複合国家的視角からの分析——

貫 龍 太\*

### 1. はじめに—目的設定と先行研究整理

エドモンド・バークの思想を語る上で第一に検討対象とされてきたのは、一般に民衆主権論や無神論などといった革命的イデオロギーへの痛烈な批判として知られる『フランス革命の省察』（1790）に代表されるフランス革命論である。しかし近年、彼の思想は、そのアイルランド論から捉え直されるべきと見なされ始めている。バーク思想研究の手引書である *Cambridge Companion to Edmund Burke* において I. McBride が述べるように、バークのアイルランド論は近年最も活発に議論が行われているテーマの一つである<sup>1)</sup>。思想史学全般における帝国論や複合国家論といった一国史的なテーマを超えるものに対する関心の高まりの中で、アイルランドに生まれ、イングランドで政治家として活躍した、バークのナショナル・アイデンティティやアイルランド論に注目が集まったのは、ある種必然でもあると言える<sup>2)</sup>。

本稿もまた、バーク思想をアイルランド論から捉え直そうとする試みの一つである。本稿著者がバークのアイルランド論をバーク思想を再考する手掛かりと考える理由は、18世紀末のアイルランドが、宗教改革以来の宗派对立を依然として極めて色濃く残した国家であり、かつイングランドと共通の国王と国教会を有する複合国家である、という特徴を持つからである。これまでバーク思想における民衆主権論批判や無神論批判が検討される際に、それが宗教的な対立や複合国家内部での軋轢を一定程度解消した、近代国民国家的な枠組みの中でなされていたことは否定できない。そ

\* 京都大学大学院経済学研究科博士後期課程

1) McBride [2012] p. 181.

2) Brown [2007] によれば、バークのナショナル・アイデンティティに関する研究は3種類に分類される。

1. ゲール文化およびジャコバイトとのつながりを有するバークの母方のネーグル Nagle 家のバークへの影響を指摘する研究、2. アイルランドの絶対的多数を占めるカトリック信仰のバークへの影響を指摘する研究、3. イングランド人によって征服された被征服民としてのアイデンティティのバークへの影響を指摘する研究。

Brown はこれらの研究がそれぞれ提起した問いに回答する必要性を認めるものの、バークのアイデンティティは、国教会への帰属意識を根拠としつつも、それに家族意識、生まれによるアイルランドへの帰属意識、適合しようとしたイングランドへの帰属意識が組み合わさった重層的なものとして理解されるべきであると提唱する。なお、本稿はバークのナショナル・アイデンティティから彼のテキストを読み解くという手法を取らず、彼が置かれていた特定の政治的状況と問題を再構成し、その問題に対する応答の書として彼のテキストを読み解くという手法を採用する。二つの手法はどちらかがより優れているわけではなく、研究者の関心に依じて、どちらかあるいは両方が選び取られる。本稿では、あくまでバークのテキストの論理とその意図を明らかにするという目的から、上記の手法を採用している。

れゆえバークのアイランド論を分析することによって、バークが宗教改革以降の複合国家における宗教と政治の関係性の問題、そしてブリテンの歴史認識の問題に対していかなる認識を有していたのかを、明るみに出すことができる。

本稿著者は、フランス革命期のバーク思想を再検討することを現在の現在の研究課題としている。そのため、本稿が分析の対象とするのは、バークの数あるアイランド論のなかでも、彼がフランス革命期のアイランド問題に言及したテキスト、具体的には、バークが1792年にアイランド庶民院議員サー・ハーキュリズ・ラングリッシ（Sir Hercules Langrishe, 1729-1811）に宛てた『サー・ハーキュリズ・ラングリッシへの手紙』（以下『手紙』と略記）である。本稿ではこの『手紙』の分析を通じて、フランス革命期におけるバークの国家論、宗教論、歴史論の基本的な特徴を素描的に析出する。

『手紙』分析を通じてバークの国家論、宗教論、歴史論の特徴を析出するという目的を達成するための本稿の分析視角は3点存在する。1. 『手紙』を穏健なプロテスタント議員であるラングリッシに対する説得の書として分析し、かつバークの言説をラングリッシのそれと比較すること、2. 『手紙』をアイランド統治論と帝国論の文脈だけでなく、複合国家論の文脈においても分析すること、3. バークの歴史解釈と政治判断の連関について考察すること。以下一つずつ説明したい。

第一に、これまで『手紙』におけるバークの主張はそれ自体単独で評価されるか、あるいはラングリッシ以上に強硬なプロテスタント議員と比較される傾向にあり、その結果としてバークの主張は、カトリック教徒に対するプロテスタント議員による圧政に対する批判として抽象的かつ概略的に解釈されてきた<sup>3)</sup>。後述するように、ラングリッシの政治的言説は、カトリック教徒に対して、恐怖心や敵対心を露わにする一部のアイランド・プロテスタント教徒のそれとは異なり、プロテスタント対カトリックの対立構図を設定するような宗派的色彩は薄い。そのため、『手紙』の宛先人であるラングリッシの言説を『手紙』のコンテキストとして分析することで、『手紙』におけるバークの主張を彼とは対照的な言説への批判としてではなく相対的に類似した言説への説得として、彼自身の意図に即して把握することができる。

第二に、『手紙』における宗教と国家の関係性論および歴史論を析出するためにはブリテンの複合国家的性質に着目する必要がある<sup>4)</sup>。これまで、バークのアイランド論は、アイランドを独自の議会を有する一つの自立した国家として捉える視角、あるいはアイランドをブリテン帝国の植民地として捉える視角から、分析されてきた。アイランドを一国家として捉える視角から『手紙』を分析するとき、バークの言説は、同時代的な時代状況を念頭に置いたバークの政治的判断とその論拠を強調する、アイランド統治論として分析される<sup>5)</sup>。また、アイランドをブリテン帝国の植民地として捉える視角から『手紙』を分析するときには、植民地経営における征服民

3) 前者の例は、先駆的なバークのアイランド論研究である Mahoney [1960] から、権威あるバークの伝記的研究である Lock [2006]、そして最近出版された Bourke [2015] に至るまで、枚挙にいとまがない。後者の例として、Deane [2005]、O'Sullivan [2007] が挙げられる。

4) 複合国家研究については、古谷、近藤編 [2016] 第I部で邦訳されたケーニヒスパーガ、エリオット、グスタフソンの研究を、思想史学との接合を意識した研究については、アーミテジ [2005]、岩井編 [2012]、ポーコック [2013] を参照せよ。

5) この視角に立つ研究として、Conniff [1994]、Lock [2006]、岸本 [2000]、真嶋 [2010] を参照せよ。

と被征服民という、異民族間の社会的分断、同胞感情の欠如の問題が考察される<sup>6)</sup>。しかしこれらの問題に加えて、バークが論じるべき問題として世俗、宗教両面における国制の問題も存在したことを示したい。議論を先取りすると、国教会の首長である国王を戴くアイルランドにおいて、国教会制度を否定することなくカトリック教徒の政治秩序への組み込みが可能であることを主張するために、バークはイングランドとアイルランドを包含するブリテン国制の制度的再検討を行った。そのため『手紙』の議論は、複合国家的国制論の観点からも検討を行う必要がある<sup>7)</sup>。

第三に、バークの歴史論をより十分に考察するためには、それと政治的判断との連関に注意を払って考察する必要がある。近年バークのアイルランド史認識を問う研究が立て続けに現れており、それらの研究では、バークがアイルランドについて言及した複数のテキストから、彼のアイルランド史認識を通時的に再構成する手法が採られている<sup>8)</sup>。しかしすでに述べたように、『手紙』はアイルランド議員のラングリッシを説得し、具体的な政治的行動を促そうとした実践的著作である。そのため、『手紙』の記述からバークのアイルランド史叙述のみを取り出し、年代史的に再構成する接近方法は、バークの歴史叙述の意図を理解するうえでは不適切である。すなわち、バークが歴史的議論を展開することで何をなそうとしたのかという、歴史利用と政治的主張との連関を問う必要があるのである。

本稿の構成は以下になる。次章で、『手紙』の時代背景を簡単に確認した上で、ラングリッシの政治的言説を彼の演説から再構成する。第3章ではバークの国家論、第4章では宗教論がそれぞれ考察され、第4章後半にてそれらの連関が問われる。第5章ではバークの歴史論が考察される。終章では本稿の議論を振り返りつつ、『手紙』におけるバークの議論全般の特徴を指摘する。

## 2. 『手紙』のコンテクスト—政治状況とラングリッシの言説

### 2-1. アイルランドの政治状況—1792年カトリック救済法案をめぐる

テキスト分析に先立って、必要な限りで同時代の政治状況についてまとめておきたい。アイルランドのカトリック教徒は、名誉革命以降相次いで制定された、いわゆる「カトリック刑罰諸法」(以下、刑罰法と略記)によってさまざまな政治的、市民的権利が制約されていたが、1770年代から刑罰法は漸進的に撤廃されつつあった。なお、この70年代の刑罰法緩和にラングリッシはカトリック救済法案を庶民院に提出することで貢献している<sup>9)</sup>。

アイルランド・カトリック教徒はジェントルマンと商人層を中心として、1760年3月にカト

---

6) この視角に立つ研究として、Gibbons [2003], Pitts [2006], McBride [2009], 角田 [2013] を参照せよ。

7) O'Flaherty [2007] はバークのアイルランド国制論を検討する稀有な研究であるが、O'Flaherty は英愛間の主権の問題を考察する一方で、宗教の問題を議論していない。また真嶋 [2010] はバークの教会に関する国制論について言及を行っているものの、その議論は抄訳的解説の段階にとどまっており、バークの複雑なロジックを十分に把握できていないように思われる。

8) バークのアイルランド史認識に関する近年の研究として、Donlan [2007], オドネル [2012], Sato [2015] を参照せよ。

9) D.N.B.によると、ラングリッシはカトリック教徒を多く抱えるキルケニー州選出議員として、18世紀後半のカトリック教徒救済法案の成立に貢献した。

リック教徒の利益とその主張を代表する「カトリック委員会 Catholic Committee」<sup>10)</sup>を結成し、アイルランド・プロスタント議員に対して刑罰法の緩和が必要であることを訴えていた<sup>11)</sup>。その後カトリック委員会は1780年代には活動を休止したものの、1790年代には活動を活発化させる<sup>12)</sup>。90年代のカトリック委員会はその社会的・経済的基盤という点で区分される二つの集団からなっていた。その二つの集団とは、一方はアイルランド・カトリック教徒においても有数の貴族である第4代ケンメア子爵(4th Viscount Kenmare, 1726-1795)を筆頭とするカトリックの貴族・ジェントリ層であり、他方はジョン・ケオ(John Keogh, 1740-1817)を中心とした法律業や商業を営む中間層である。ダブリンでの絹の貿易と醸造業および土地投機によって財産を築いたケオを典型例として、カトリック中間層は18世紀後期のアイルランドにおいて政治的発言権を有する集団として勃興しつつあった。両集団はその主張にも相違がみられ、前者は政府を刑罰法の緩和の主体とみなし、政府への要望を通じてその実現を目指したのに対して、後者は議会改革も含めた政治的改革によって刑罰法の撤廃を目指した<sup>13)</sup>。以下便宜のため前者を委員会保守派、後者を急進派と呼称する。

1791年、委員会保守派と急進派を分裂させる事態が生じる。弁護士としての訓練を積んでいたとされる、カトリック委員会の秘書として同年まで活動していたセオボルド・マッケナ(Theobald MacKenna, *d.* 1808)は「カトリック協会 Catholic Society」を結成し「宣言」を出版する。「宣言」では、アイルランド・カトリック教徒は刑罰法によって、いかなる犯罪も不法行為も行っていないにもかかわらずその権利と便益とを奪われているとして、刑罰法の完全なる撤廃を立法部に請願すること、そして撤廃を実現するために、「法に対して影響力を有するあらゆる手段」を用いると宣言された<sup>14)</sup>。カトリック協会結成の翌年にはプロテスタント系非国教徒を中心とする政治集団「ユナイテッド・アイリッシュメン United Irishmen」が結成される。ユナイテッド・アイリッシュメンは、アイルランドの行政がブリテン政府の意向を反映するような人材による総督府によって運営され、そして議会もまた、その総督府の官職や年金による買収を通じてブリテン政府によって操縦されていることを批判する。このようなアイルランドの政治状況に対して、ユナイテッド・アイリッシュメンは宗派や階級を越えて連携し、「議会における民衆全員の平等な代表」を実現する「アイルランド国民による統治 national government」を形成することで、カトリック教徒の政治的解放を含めた政治的平等化とブリテン政府によるアイルランド支配からの脱却を目指した<sup>15)</sup>。このユナイテッド・アイリッシュメンの主張にカトリック協会は共鳴し、彼らとの連携を模索することとなる。カトリック協会は短命に終わったとされており<sup>16)</sup>、その後についてははっきりしたことはわからないものの、その結成をきっかけとしてカトリック委員会保守派と急進派の亀

10) 「カトリック委員会」という訳語は岸本 [2000]、真嶋 [2010] に倣った。

11) McDowell [1986a] p. 202.

12) Sonnolly [2008] p. 443.

13) Leighton [1994] p. 135.

14) 'Declaration, &c.', in Catholic Society [1791] pp. 3-5.

15) Society of United Irishmen of Dublin [1791] p. 2. ユナイテッド・アイリッシュメンの思想史学的研究についてはGoto [1998] を参照せよ。なお、ユナイテッド・アイリッシュメンはダブリンとベルファストで結成されたが、両者の間には思想的な差異が認められるとされる。ベルファストのユナイテッド・アイリッシュメンについては松井 [2015] 特に第5章を参照せよ。

16) McDowell [1986b] pp. 304-305.

裂は深まり、1791年12月、ケンメアを中心とした保守派の多くは委員会を脱退する<sup>17)</sup>。

カトリック委員会を脱退したケンメアらを中心とするカトリックの貴族・ジェントリ層は12月27日、当時のアイルランド総督ウェストモーランド伯 John Earl of Westmorland に向けて請願を行った。この「請願」には三つの特徴を見出せる。第一に、「請願」では、刑罰法のさらなる緩和が、立法部および国王の好意によって実現されることを期待している<sup>18)</sup>。第二に、「請願」が「直接あるいは間接的に我々の同胞の精神を扇動する傾向を持ち、またこの国の平穏を乱しうるようなあらゆる言葉や行動を批判する」とともに、「我々 [カトリック教徒] の感情が誤って表象されたり、誤って観念されたりすることを防ぐ」<sup>19)</sup>と明言し、自分たちがアイルランド・カトリックの利害を正當に代表する集団であると主張している。第三に、「請願」はカトリック協会の宣言と比べて、要望が極めて抽象的かつ曖昧である。「請願」は、ただ刑罰法のさらなる緩和を陳情するだけであり、刑罰法の何が問題であり、何がなされるべきかについては、立法部の知恵に委ねるとしている。

このように、パークが『手紙』を執筆し、ラングリッシがカトリック救済法案を提出した1792年とは、カトリック教徒内部での分裂と、急進派カトリック教徒とユニテッド・アイリッシュメンとの連携が現実味を帯びつつある時期であり、アイルランド内部の複数の世論に対してどのように応答するのかが、各政論家の主張を一定程度特徴づけることとなる。

## 2-2. ラングリッシの政治的言説

1791年12月27日の「請願」を受け、ラングリッシは翌年1月25日にカトリック教徒救済法案をアイルランド庶民院に提出し演説を行った。法案の審議は翌日26日に持ち越され、ラングリッシは26日にも、25日とほぼ同内容の演説を行った。

ラングリッシの提出したカトリック救済法案は、アイルランド・カトリック教徒に対して、以下の4点を認めるものであった。すなわち、1. 法曹界への参入、2. カトリック教徒の子息の海外教育等、カトリック教徒の教育の完全な自由化、3. プロテスタント教徒との通婚、4. あらゆる職業における二名以上の徒弟の雇用の認可である。ラングリッシ自身は、同法案をカトリック教徒に対して市民的権利を認め、プロテスタント教徒とカトリック教徒の間の垣根を取り払い、両者の統合を果たすものと論じた<sup>20)</sup>。

しかしながら、同法案では、カトリック教徒の選挙権の回復について触れられることはなく、カトリック教徒の妻と結婚するプロテスタント教徒の夫の選挙権ははく奪されることが改めて主張された。さらにカトリック教徒が法廷弁護士及び事務弁護士といった弁護士の地位に就くことは認められたが、裁判官や大法官の推薦によって指名される勅撰弁護士への道は依然として閉ざされたままであり、地方行政、陪審への参加権についても同法案で触れられることはなかった<sup>21)</sup>。以上より、ラングリッシの救済法案は、カトリック教徒に対して教育、通婚、職業上の問題について刑罰法を

17) *Ibid.*, p. 305.

18) 'To his Execellency, John Earl of Westmorland', in *Catholic Society* [1791], pp. 27-32.

19) *Ibid.*, p. 27.

20) Langrishe [1792] pp. 19-20.

21) 以上, Parliament of Ireland [1792] pp. 25-31.

緩和するものであったが、選挙権と司法・行政上の高級官職への就任についてはその緩和を認めないものであった。特に、「立法部におけるプロテスタントの利益は至高の存在でなければならない」<sup>22)</sup>として、カトリック教徒がアイルランド立法部に対して何らかの影響力を及ぼすような政治改革を、ラングリッシは明確に否定している。

同法案の内容は、カトリック教徒が目標としていた改革には及ばない微温的なものであった<sup>23)</sup>。その理由をラングリッシのテキストから二つ見出すことができる。第一に、ラングリッシは政治秩序の安定性を維持するために、既存の政治体制への敬意を重視した。「私としては、ローマ・カトリック教徒の忠誠心と愛情に対する語るまでもないほどの信頼と、古来の定着した諸形式への強い愛着との間で揺れている」<sup>24)</sup>ことをラングリッシは認める。もしラングリッシ自身が国制を新たに創り出す任務を得たとしたならば、「一つの民衆 the same people の中に存在する二つの団体を差別する用語として、[その際に創り出される]すべての制定法 the statute-book において教皇主義者 Papist やプロテスタントといった言葉を挙げることさえ決してしないつもりだ」として、カトリック教徒に理解を示している<sup>25)</sup>。しかしその一方でラングリッシは、「我々は現在確立された政治体制 the constitution を持っている。そして改変 innovations からそれを保存することこそ我々の義務である」として、確立された政治体制の維持がアイルランドの立法者の義務であることを強調する<sup>26)</sup>。

政治体制への敬意が国家の安定性にとってこの上なく重要であるというラングリッシの国家観は、彼の別の演説においてよく表れている。1790年3月4日にアイルランド庶民院議会で提出された代表制改革案は「時間の累積的知恵によって形成されてきた国制の安定性を揺るがし、一般公衆の精神 public mind から古来の制度への敬意を取り払ってしまう」<sup>27)</sup>として、ラングリッシは同改革案を全面的に批判している。国制の改革に反対する論拠として、彼は当時進行中のフランス革命を挙げる。フランスにおける「改革の精神の向う見ずな邁進とその致命的な帰結は、最近あまりにも衝撃的かつ印象的な事実 [フランス革命] によって我々の目の前にもたらされたため、これまで推測にすぎなかったこと [性急な改革が転覆をもたらすこと] が今や確信となった」とラングリッシは述べる<sup>28)</sup>。フランスの1789年の最初の改革では、「選挙権 elective franchise」の賦与は「活動的な市民、一定の資格、年齢、財産を持つ者に限られていた」ことから、限定的な改革であったとされる<sup>29)</sup>。しかし、「自分たちを改革の実行者でありかつ目的であると考えようになっ

22) Langrishe [1792] p. 8.

23) カトリック委員会は、ラングリッシの救済法案を受けて、同年2月4日に委員会決議を出版した。同決議では、カトリック委員会の要求として、第一に、法律業とその業務への参入権、第二に、地方行政への参加権、第三に、陪審への参加権、そして第四に、一定の財産制限の下で、州選出プロテスタント庶民院議員に投票する権利、この4点が列挙されている (Edwards [1942] pp. 151-152)。ここから、カトリック委員会がラングリッシの救済法案の内容に不満を抱いていたことが伺える。

24) *Ibid.*, p. 17.

25) *Ibid.*, p. 17.

26) *Ibid.*, p. 17.

27) Parliament of Ireland [1790] pp. 4-5.

28) *Ibid.*, p. 5.

29) *Ibid.*, p. 6.

民衆の大多数」は、選挙権の賦与が限定的であったことに対して、「自分たちが代表されていないと気が始めた」結果、彼らの不満は高まり革命に至ったとラングリッシュはフランス革命に至る一連の行程を解釈している<sup>30)</sup>。つまりラングリッシュは、フランス革命の原因を、選挙権を一部の集団に付与したことで既存の政治体制への敬意が失われた結果、ドミノ式に政治制度の変更が行われてしまったことに見出している。

興味深いことに、ラングリッシュはフランス革命を解釈するにあたってホブズに言及している<sup>31)</sup>。代表制改革法案に対する反対演説において、ラングリッシュは革命後のフランスの状態を「フランスの無秩序 *French Anarchy*」と呼び、フランス国民が「政治社会 *civil society*」における人間の紐帯をすべて失った「原初的な自然状態 *the original state of nature*」と解釈している<sup>32)</sup>。またカトリック救済法案における演説においても、前年 1791 年に出版されたトマス・ペインの『人間の権利』第一部をホブズの自然状態論に引き付けつつ解釈し、アイルランドにおいてペインの思想を受け入れるユナイテッド・アイリッシュメンの存在を危険視する<sup>33)</sup>。すなわち、ラングリッシュはフランス革命思想とそれに共鳴するアイルランドの急進的な主張を、自然状態下の無秩序を招く思想として危険視していたのである。

以上より、ラングリッシュの国家観が、無秩序としての自然状態に対する強い嫌悪感、及び確立された政治体制に対する敬意に基づく安定した統治への強い志向性に支えられていることを読み取ることができるだろう。

カトリック救済法案の検討に戻ろう。同法案が限定的なものであった第二の理由は、アイルランドの特異な政治体制に関するラングリッシュの認識に由来する。すなわち、ラングリッシュにとって、アイルランドにおいてカトリック教徒に対して政治的権力を与えることは、アイルランドの政治体制を揺るがすものであった。なぜならば、アイルランドの政治体制は、政治権力とプロテスタントとの排他的な結びつきをその本質の一つとしているからであるという。ラングリッシュはその認識を、名誉革命に言及しつつ述べる。

この国制の下で、支配的存在はプロテスタントである。これは名誉革命においてそのように宣言され、そして王位継承を定める法令においてそのように規定され、そして、国王の戴冠宣誓はそれを保持するよう義務付けた。国王は、国家の第一の為政者として、[教皇主義の]放棄の宣誓を行い、そして権利宣言を承諾するよう義務付けられた。そして国王以外の国家の立法部、執行部の構成員も、同様の義務を課されている<sup>34)</sup>。

---

30) *Ibid.*, pp. 6-7.

31) ラングリッシュは『リヴァイアサン』第1部第13章「人類の至福と悲惨に関する彼らの自然状態について」(Hobbes [2012] pp. 188-197, 水田訳 207-215 頁)の自然状態論を念頭に置いて議論を行っているように思われる。

32) Parliament of Ireland [1790] p. 6.

33) Langrishe [1792] pp. 8-9. ペインの自然権論は、西川訳の『人間の権利』第1部第3章「権利の本質とその起源について」(Paine [1995] pp. 115-123, 西川訳 64-75 頁。『人間の権利』第1部の原著には章立てがない)に相当する箇所において展開されている。ただし、ペインはラングリッシュが言うようなホブズの自然状態と自然権を関連付けて論じてはいない。

34) Parliament of Ireland [1792] p. 12. 同様の記述として、Langrishe [1792] pp. 17-18.

この主張から、国家権力とプロテスタント宗教との間の排他的な結合をアイルランド政治体制の本質とするという教会と国家の関係性についての彼の認識が伺える。

さらに、ラングリッシの主張からは、彼の名誉革命の理解もまたうかがうことができる。ラングリッシがアイルランドの政治体制を吟味しようとしなないのは、彼によれば「名誉革命の主たる構成原理」を再検討する試みそれ自体が、名誉革命体制の安定性を脅かすからである<sup>35)</sup>。名誉革命によって完成された政治体制はそれから約100年後の1791年においても人々に幸福と利益を与えているため、それを変更することは非常に危険であるとラングリッシは主張する<sup>36)</sup>。

ラングリッシによるこれらの主張から、アイルランドの政治体制を確立した名誉革命の諸決定は最大限尊重されるべきであるという歴史観を読み取ることができる。

ラングリッシの名誉革命観についてさらに指摘しておくべきこととして、彼は名誉革命体制を、「サマーズとロックの作品」と評している<sup>37)</sup>。サマーズとは名誉革命後のイングランドで仮議会 convention に参加し、権利章典の起草に関与するなどして名誉革命体制の確立に貢献したとされるジョン・サマーズ (John Somers, 1651-1716) であり、ロックとは後世に名誉革命体制の擁護論として解釈される『統治二論』で有名なジョン・ロックを指している。ラングリッシが名誉革命をイングランド史の文脈で有名なサマーズとロックによるものとみなすことの含意は次のように推測できる。すなわち、アイルランドにおける名誉革命はイングランドにおける名誉革命と同一であり、アイルランドにおいても、イングランドにおいても、名誉革命は同じ意義を持った歴史的画期としてみなすことができる、というラングリッシの名誉革命観が、サマーズとロックへの言及から伺える<sup>38)</sup>。

ラングリッシのカトリック救済法案は、これまで不徹底な改革とのみ評され、ラングリッシ自身の主張については十分に検討されてこなかった。しかしながら、当時のアイルランド立法部を取り囲む刑法撤廃に向けた様々な動きや、それに対応したラングリッシの判断根拠を丹念に追うことで、『手紙』をよりよく解釈し、評価するためのコンテクストであるラングリッシの政治言説を再構成することができた。すなわちラングリッシは、性急な改革が世論を刺激することで政治制度が崩壊し無秩序が発生することを恐れつつも、政治権力とプロテスタントの排他的な結合を特徴とする名誉革命体制の下で、可能な限りカトリック教徒の救済を行ったと言える。そしてこの体制を生み出した名誉革命とは、イングランドとアイルランド両国において同一の歴史的意義が共有される出来事として記憶されるべきものであった。

---

35) Parliament of Ireland [1792] pp. 12-13.

36) *Ibid.*, p. 13. 類似する表現として、*Ibid.*, p. 18.

37) *Ibid.*, p. 13.

38) 本文で指摘したことに加えて、ラングリッシが名誉革命を特にジョン・ロックと結びつけたことに関しては、18世紀末のアイルランドにおけるロック思想の受容を明らかにするためのさらなる議論や解釈が可能であると考えられる。Pocock [1985] で指摘されたように、18世紀において（少なくともイングランドでは）しばしばロックは保守的な論客によって、ジョセフ・プリーストリーやリチャード・プライスといった政治的、宗教的に急進的な思想家と結びつけられ批判されたのであるが、ラングリッシはむしろロックの権威を名誉革命体制の擁護のために用いているからである。ここでラングリッシがロックに言及した意図が、単に名誉革命体制を著名な名前によって権威づけるためだったのか、それともラングリッシのロックの思想的理解に基づいた引用であったのかは、本稿で扱った史料から判断することができなかった。

### 3. バークの国家論—ブリテン国制の政治的解釈

ここまで、ラングリッシの政治言説に注目してそれに検討を加え、バークの『手紙』を詳細に分析するための予備的考察を行った。以下の各章では、『手紙』におけるバークの主張を、ラングリッシのそれと対比あるいは関係づけて分析する。

#### 3-1. 『手紙』の概要把握—ラングリッシの言説との関係とその論述方法について

バークは1792年よりもはるか以前の1760年頃からラングリッシと面識があるだけでなく、アイルランドの政治問題についても議論する間柄であった。バークは1795年にラングリッシに宛てて送った別の書簡で「34か35年前」すなわち1760年か1761年にラングリッシと刑罰法について議論し、両者がそれについて「同意見」であったことを思い出話として語っている<sup>39)</sup>。この伝記的情報からは、バークがラングリッシを政治的問題について見解の近い存在とみなしていたことがわかる。そのため『手紙』の目的もラングリッシの批判というよりもむしろ、認識の相違に起因するラングリッシの誤解を解く説得に近いものであったことが推測できるだろう。

『手紙』は、ラングリッシがバークに宛てて12月10日に送ったとされる手紙<sup>40)</sup>に対する返答となっている。その冒頭の内容を見る限り、ラングリッシの手紙には、彼の救済法案の原案が記されていたことが、以下に引用するバークによるラングリッシからの手紙の論旨の要約から推測される。

あなた〔宛先人であるラングリッシを指す〕が自らの原理と主張する命題は、「ローマ・カトリック教徒は国家の下で全てを享受すべきだが、彼らは国家それ自体であってはならない」というものである。あなたはこれに続けて、「彼らを国家の一部から排除する場合、これは抽象的な説教よりも時代の精神に従っている」と述べる。しかしながら、あなたは次のようにも考えている。すなわち、国制は決定済みであり、我々の国家はプロテスタントである。「このことは名誉革命の際に宣言された。王位継承を定めた諸法規でも実際そう明示されており、国王の戴冠宣誓はその遵守を命じている。つまり国家の第一の為政者である国王は〔教皇主義の〕放棄の宣誓を行い、そしてその宣言を承諾するように義務付けられ、他のすべての国家の行政官や構成員、さらに立法部と執行部も、これに基づく各種の法令によって同じ義務を課されている」<sup>41)</sup>。

このように、バークによる要約は後にラングリッシが行うこととなる演説と一言一句変わらない文言を含んでおり、ラングリッシの手紙では本稿前章で分析したような、刑罰法の限定的な緩和の正当性が主張されていたと推測できる。

バークはラングリッシからの手紙を上のように要約しつつ、ラングリッシの議論の説得力は彼の用いる「国家 state」、 「プロテスタント protestant」、 「名誉革命 the revolution」の用法の適切さに

39) Burke [1795] p. 671.

40) 12月10日付のバークへの手紙は現在散逸している。Burke [1970] p. 467における編者の記述を参照せよ。

41) Burke [1792a] pp. 595-596, 中野訳 741 頁, 強調はバークによる。以下引用文の末尾にページ数のみ表記。なお、訳文は適宜改めた。

決定的に依存するために、それぞれの意味を明確にする形でラングリッシの主張を確認すると述べる (p. 598 : 744 頁)。バークがこのような議論の方法を採ったのは、先ほども述べたように、バークがラングリッシと政治的見解を一定程度共有しており、それゆえラングリッシの主張を批判するのではなく、国家、プロテスタント、名誉革命という概念や出来事に関する誤解に由来したラングリッシの誤解を解くことで、彼を説得できると考えたからであろう<sup>42)</sup>。ではこのようなラングリッシの説得によって展開されるバークの持論とは何か。それはバークが『手紙』の冒頭部分で、「彼ら [カトリック教徒] を一定の資格の下で議員の選挙における一定の参加を認める計画が進行している」(p. 596 : 742 頁、強調はバーク) と記述しているように、アイルランド・カトリック教徒の選挙権 franchise の回復の必要性を訴える議論である。

以上より、国家・プロテスタント・名誉革命という語彙に関するラングリッシの誤解を解くことによってアイルランド・カトリック教徒の選挙権回復に向けてラングリッシを説得すること、これが『手紙』の概略であると言えるだろう。

### 3-2. 選挙権の意味—「コモンウェルス」と「統治権力」の区別と「実質的代表」理論に着目して

バークが「国家」の意味を明らかにする箇所から、『手紙』において選挙権が議論の中心に置かれた理由が伺える。そのため、まずはバークの選挙権理解を確認しよう。

選挙権はブリテン国制の下では、国王への忠誠を誓い、かつ一定以上の財産を保有する臣民であるならば、信仰を問題にすることなくすべての臣民に対して与えられる。バークはブリテン国制下では臣民は選挙権を有することを次のように述べている。

我が国制においては、従来一貫して選挙権を有する立場 franchise と官職 office の、そして一方のための資格と他方のそれとの間には区別があった<sup>43)</sup>。選挙権は国家の統治を担う部分の一構成員として付与されるのではなく、臣民である限りの臣民すべてに認められる、と考えられてきた (p. 601 : 747 頁、強調はバーク)。

また別の箇所では、バークは「我々の諸々の最古の基本法」であるマグナ・カルタに依拠し、「土地の自由保有は選挙権と一体化している」と述べる (pp. 628 : 776 頁)。以上より、選挙権は、ブリテン国制においては国王に忠誠を誓う臣民であり、かつ一定の土地財産を所有している、という2つの条件を満たしていれば普遍的に付与される権利と位置付けられる。

上の引用で、ブリテン国制において選挙権は「国家の統治を担う部分の一構成員」である「官職」への参加権とは区別されるべき権利とされていた。選挙権と官職の区別は、バークが「国家」に見出す二つの区別、「コモンウェルス the whole common-wealth」と「統治権力 the government」

42) ここから、バークの議論の組み立てはラングリッシの主張に依存したものであり、バークの主張の力点を理解するためにはラングリッシの主張を再構成し、それへの応答関係を考える必要があるという「はじめに」で述べた本稿の分析視角の妥当性が裏付けられる。

43) franchise は直訳すると「選挙権」となるが、引用箇所では選挙権そのものというよりも選挙権の資格を有する存在を意味しているため、引用文のように訳した。ただし『手紙』において franchise は基本的には選挙権を意味する単語として用いられているため、特に断りが無い場合本稿の「選挙権」とは franchise の訳語である。

とに対応している。パークは、次のように両者に簡単に定義を与えている。すなわち、「コモンウェルス」は「それぞれに独自の諸特権を享受するあらゆる階層」として、他方「統治権力」は「コモンウェルスの中でも上位の支配的階層」として定義されている（p. 598：744頁、強調はパーク）。統治権力が一部の世襲貴族によって独占されても、それは場合によっては甘受されるべきであるとパークは主張する。というのも、排他的に統治権力を所有する一握りの為政者の「人格的権威」に制限が課されるとともに、彼らの「結社や党派的活動への入念な警戒」が払われることで、被治者に対する十分な配慮が示されているならばそれは「必ずしも悪い統治形態とは言えない」からである（p. 599：745頁）。よって、パークはアイルランドの立法権力や執行権力をカトリック教徒が担わないことそれ自体を問題視していないと考えられる<sup>44)</sup>。

パークが選挙権を官職への参加権と区別し、後者の権利は必ずしも普遍的に与えられる必要はないと主張した目的の一つには、ラングリッシの説得があったと考えられる。ラングリッシが選挙権をカトリック教徒に回復することに消極的であったのには、それがアイルランドの政治体制を改変し、プロテスタントの利益を損なうとみなしていたからであった。それに対してパークは、選挙権は統治権力とは直接の関係性を持たないため、カトリック教徒の選挙権回復は政治体制の改変を意味しないと応答したのである<sup>45)</sup>。

選挙権が統治権力への参加権ではないとすれば、それは実際にはいかなる意味を有しているのか。それを理解すべく、パークがカトリック教徒への選挙権回復の具体的な効果として『手紙』の後半部分で提示する「実質的代表 virtual representation」<sup>46)</sup>に着目したい。そこで実質的代表は次のように定義される。

実質的代表とは、ある民衆の一定部分の名前の下に行動する者と、彼らとその名前に基づいて行動しているこの民衆との間に、現実的にはその受託者 the trustees は彼らによって選出されてはいないものの、利益の交わり a communion of interests と感覚と願望における同感 a sympathy in feelings and desires が存在することを意味する（p. 629：777頁）。

すなわち、選挙権はパークによって、有権者と議員とを利益と感情によって結びつける役割を有している。カトリック教徒に選挙権が与えられることで、受託者である議員とカトリック教徒との間

---

44) 異なる解釈として、O'Flaherty [1997], Bourke [2015] を参照。彼らは、パークにとってブリテン国制下での選挙権は「統治権力 government」への部分的な参加権を意味していたと解釈する。ただし、彼らは『手紙』のラングリッシの説得の側面を軽視しているように思われる。本稿では、「統治権力」の議論はラングリッシを説得するために、選挙権と政治権力との直接的な結びつきを否定するためになされた留保的な議論であると解釈した。

45) ただし、選挙権と統治権力との直接的な結びつきを否定するパークの主張はラングリッシの説得という戦略的意図にのみ還元できるものではなく、パークの政治と宗教の関係性に関する原理的な認識にも由来しているのではないかと、という見通しを著者は有している。つまり、パークは『フランス革命の省察』（1790）で主張したようなイングランドにおける政治権力と国教会制度の（一種排他的な）連関の必要性を、アイルランドにおいても認識していたのではないかと著者は推測している。これについてはパーク思想における政治と宗教の連関を主題とする別稿で詳しく扱いたい。

46) パークの代表論に対する理論的研究としては、Conniff [1994] pp. 137-160, 荻谷 [2007]などを参照。

に「相互的義務 mutual obligation」(p. 629 : 777 頁)が生まれる。すると、「感謝の念は必ずしも極めて長続きするとは限らないが、愛顧を求める機会がしばしば発生するに応じて必ずそのような感情が新しくよみがえり、必然的にある種の相互的な配慮を生み出すだろう」(p. 629 : 777 頁)。そうすれば、現状の「一方の側の疎外と他方の側の傲慢と尊大」は除去されるだろう、とバークは考える (p. 630 : 778 頁)<sup>47)</sup>。

しかし、実際にはカトリック教徒から選挙権がはく奪されることで、「国制における民衆的要素」すなわち庶民院が彼らにとって「現実的代表どころか、実質的代表ですらない」(p. 601 : 748 頁、強調はバーク)という「疎外」の状態が発生している。カトリック教徒と、プロテスタント教徒の政治家との間の結びつきが絶たれ、アイルランド政府に対するカトリック教徒の敬服の念が失われてしまっている。「服従の第一の源泉である敬服は、単なる少数者〔統治権力を有するプロテスタント教徒〕が単に要求するか押し付けるものでしかない」(p. 600 : 746 頁)。全人口の三分の二から服従の精神が失われることは、国家の平和と安定の危機に直結すると考えられている。また実質的代表が機能しないことで、為政者のプロテスタント教徒の側での「傲慢と尊大」もまた抑制されない。プロテスタント支配者層は、「彼らの環境に由来する習俗 *manners* によって常日頃から多数者への侮辱的かつ忌まわしい優越的権限 *superiority* を彼ら〔カトリック教徒〕に対して行使せずにはいられない」(p. 600 : 746-747 頁、強調はバーク)からである。

このように、選挙権は有権者と議員を結びつける心理的紐帯の役割を果たすことによって、被治者に穏和かつ安定的な統治をもたらす権利であった。

#### 4. バークの宗教論—ブリテン国制の宗教的解釈

前章で考察したバークの議論は、アイルランド・カトリック教徒から選挙権をはく奪する刑罰法の問題点をもっぱら世俗の政治制度の観点から考察したものであった。しかしながら、バークにとってみれば、カトリック教徒の選挙権の問題は、ブリテンの宗教・教会政策の観点からも考察されなければならない。というのも先述したとおり、ラングリッシがカトリック教徒の政治権力への参加を否定したのは、アイルランドの名誉革命体制の中核的要素とは、政治権力とプロテスタントとの排他的な結合であるという認識を彼が有していたからである。

『手紙』におけるバークの宗教論は、2つの議論に大別される。第一に、積極的宗教と否定的宗教という二項対立を前提として、イングランド国教会の特徴と、同時代におけるキリスト教をめぐる危機的状況に対するバークの現状認識が語られる。第二に、より具体的に、アイルランド・カトリック教徒から選挙権をはく奪する刑罰法を撤廃することが、国家と宗教それぞれの国制において

47) Conniff [1994] や岸本 [2000], Lock [2006] はカトリック教徒への選挙権回復を主張するバークの動機が、フランス革命やユナイテッド・アイリッシュメンの台頭などに対応し、カトリック教徒の不満を解消することに向けられた政治的判断に由来するものであったことを強調する。これはバークが選挙権に見出した効果に強く着目した場合の解釈であり、一定の妥当性があるように思われる。しかし次章で検討するように、バークはカトリック教徒から選挙権をはく奪する刑罰法を、ブリテン国制を世俗的側面の基本法と宗教的側面の基本法の調和を乱すものとしても論じており、この場合のバークの主張は政治的判断というよりも国制に関する法的な思考に裏打ちされたものであるとも言える。

いかなる意味を有するかが検討される。以下、それぞれ節を設けて論述する。

なお、『手紙』においてパークは、アイルランドにおける宗教問題を検討する際に、アイルランドではなくイングランドの国教会制度の検討を中心にして議論を進めている点に注意を促しておきたい。例えば、イングランドにおける「基本法 fundamental laws」は「アイルランドにおいても変わらない」(p. 605 : 751 頁)として、イングランド国教会に関する重要な法的諸決定が、アイルランドにおいても同様に適用されるとしてパークは議論しており、アイルランド国教会のイングランド国教会に対して有する独自性については考慮していない。

#### 4-1. イングランド国教会の本質—否定的宗教と積極的宗教の区別から

パークはキリスト教の宗派を「否定的宗教 negative religion」<sup>48)</sup> (p. 605 : 751 頁)と「積極的な部分 a positive part」(p. 607 : 754 頁)を有する宗教の二つに分類している(以下、本稿では「積極的な部分」を有する宗教を便宜的に積極的宗教と呼ぶ)。否定的宗教とは、「教義や規律、礼拝形式、倫理などの面でいかなる積極的内容」をも備えず、ただローマ・カトリックからの完全な「不同意 dissent」を唯一の長所とする宗教である (p. 608 : 755 頁)。このような宗教がなぜ negative と呼ばれるのかといえ、否定的宗教が具体的な「教義や規律、礼拝形式、倫理」によって自己規定を行わず、ローマ・カトリックへの否定という一点にのみ求めているからである、と言える。

否定的宗教の具体例として、パークは「現在のプロテスタント系非国教徒 the present Protestant Dissenters」(p. 608 : 754 頁)を挙げている。ここでパークが「現在の」と留保するのは、彼がプロテスタント系非国教徒の内部構成に、名誉革命期と1792年との間での変化をみるからである。パークによれば、名誉革命の時代には、キリスト教の積極的部分についてイングランド国教会とプロテスタント系非国教徒は一致していた。しかしながら、1792年現在におけるプロテスタント系非国教徒の「圧倒の大部分」は「あらゆる形の信仰告白に対して公然と反対を唱えている」ため、彼らとイングランド国教会が「名誉革命の際にキリスト教徒の間で基本的かつ本質的と考えられていた点やその他の何らかの基本的な点において一致しているかどうかを知ることは不可能である」(p. 608 : 754 頁)。17世紀末のプロテスタント系非国教徒の多くは具体的な規律や教義を有していたが、18世紀末においては、それを捨て去ってしまった否定的宗教がプロテスタント系非国教徒において主流派を占めるようになった、とパークは考えていたことがわかる。

パークは宗教改革に遡り、否定的宗教と対比的に、イングランド国教会の積極的宗教としての性

---

48) 「否定的宗教 negative religion」というパークの用語法はきわめて独特で興味を引くものように本稿著者には感じられるが、驚くべきことに先行研究においてパークの言う否定的宗教について詳細に検討したものはほとんど存在しない。O'Flaherty が例外的にパークによる否定的宗教批判について言及しており、それをパークの「三位一体派の正統派教義 Trinitarian orthodoxy」の一側面であると極めて簡素に説明している (O'Flaherty [1997] p. 25)。しかしこの O'Flaherty にしても「三位一体派の正統派教義」が具体的に何を意味するのかについては Clark [1985] を参考文献として挙げるにとどまっている。O'Flaherty が指示した Clark [1985] の該当箇所 (Clark [1985] pp. 344-346) においても、この教義が明示的に論述されているわけではなく、リチャード・ブライスやジョセフ・プリーストリーなどの三位一体の教義を批判するユニタリアン派の言説を残余概念的に規定しているだけのように思われる。そのため、O'Flaherty の説明もまたこの点に関して不十分と評価せざるを得ず、先行研究においてパークの述べる否定的宗教の内実の十分な検討は全く果たされていないと言ってよい。

格を規定する。

国家の宗教 a religion of state が（議会支配の数年間だけを除いて）イングランド監督教会のそれではなかった時期は全く存在せず、それは宗教改革以前にはローマ教皇庁との結びつきをもつイングランドの監督制教会であり、それ以降は教皇庁から分離してその教義の一部分に抗議し、その〔ローマ教皇庁の〕権威全体が我々の国民教会 national church において拘束力を持つことに対して抗議する限りのそれであった（pp. 604-605 : 751 頁、強調はバーク）。

ここでバークは、イングランドの宗教改革が、ローマ・カトリックからの離反をその唯一の目的としていなかったことを強調する。確かにイングランド国教会は、「教義の一部分」とローマ教皇の権威についてローマ・カトリックに抗議したためにプロテスタントに分類されるが、他方でイングランド国教会はローマ・カトリックと多くの点で共有する教義と監督制を有している。バークは、教義や教会規律に関する多くの点においてローマ・カトリックと同様に、積極的宗教としての性質を色濃く有すると強調している<sup>49)</sup>。

バークは否定的宗教に強い批判を行うが、その背景には彼の同時代状況への危機感が存在している。イングランド国教会とローマ・カトリックは、ともに積極的宗教として多くの共通点を有しているにもかかわらず、国教徒はローマ・カトリックをあまりにも敵対視するあまり、むしろ「我々と何の一致もない人々」すなわち否定的宗教であるプロテスタント系非国教徒を「仲間に引き入れ」、彼らと一緒にローマ・カトリックを「敵意をむき出しにして」批判している、とバークは同時代のイングランド（そして同様にアイルランド）における宗派对立を説明している（p. 608 : 755 頁）。このように「論争の精神 a spirit of controversy からこの否定的宗教に対して支援が送られる」ことで、「[始めは] 教義 doctrine の問題、最終的には実践 practice の問題に関するあらゆる積極的な positive 事柄に対する全面的な無関心へと、軽薄で無思慮な人々をしないで駆り立て」、最後には「現代 our time の恥辱かつ災難であり、さらにはより良き事柄に対する心得違いの熱意と同じ程度に統治を転覆させかねないものと見受けられる、あの精力的に改宗を迫る迫害的な無神論を利することとなるであろう」（pp. 608-609 : 755 頁）。否定的宗教への支援は、人々を積極的宗教としてのキリスト教信仰に対して完全に無関心にさせることにつながる。それは同時代の迫害的な無神論の蔓延を助長することになり、究極的には、統治の転覆が危険視されている。ここで言われる「精力的に回収を迫る迫害的な無神論」が、当時進行中であったフランス革命を念頭においていることはほぼ自明であろう。バークは、フランス革命の迫害的無神論の蔓延とそれによる統治の転覆が、アイルランドに波及することを防ぐための防波堤として、積極的宗教への信仰を位置付けていた<sup>50)</sup>。

49) 例えば塚田 [2004] の説明を参照せよ。「イングランド教会は当初から原始教会の伝承を強く受け継ぐとしてきたので、基本的にはいわゆるカトリック的（普遍的）教会と全く同じと言えるが、なおかつイングランドという土地と民族の中で年月を重ねる間に、いわばその土地の独特の匂いがついたカトリック的キリスト教となった。これがアングリカニズムである」（11 頁）。

#### 4-2. 戴冠宣誓, マグナ・カルタ, 刑罰法—ブリテン国制のアイランドへの適用

本節では、前節で考察したイングランド国教会の性質をめぐる議論を引き継いで展開される、より法制度論的色彩の強いパークの宗教論を検討する。ここでパークが行う議論は、前節の積極的宗教の擁護論よりもラングリッシュへの応答を意識しつつ、本稿前章で考察した国家論と本章で考察してきた宗教論の連関を問うものとなっている。すなわち選挙権に関する刑罰法の撤廃は、アイランドの国教会体制と矛盾しないことをパークは主張する<sup>51)</sup>。

まずパークは、戴冠宣誓の内容を検討する。名誉革命において定められた戴冠宣誓の内容とは、国王に対して、「道徳的自然法」に則り、積極的宗教としてのキリスト教と、イングランド国教会を保護する義務を課すものであった (p. 607: 753 頁)。すなわち戴冠宣誓は前節で考察したように、イングランド国教会と積極的宗教への信仰を擁護することを国王の義務として明言した基本法として位置付けられている。

この戴冠宣誓を基本法としながら、パークはイングランドとアイランドとの間の寛容政策の違いに言及する。アイランドはイングランドに比べて、よりプロテスタント系非国教徒に対して寛容な姿勢を見せたとき、アイランドでは 1780 年に、プロテスタント系非国教徒に対する審査法の適用が免除され、官職への参加が可能となったとパークは説明している (p. 609: 756 頁)。前節で触れたように、パークはプロテスタント系非国教徒を否定的宗教に分類していたのだから、プロテスタント系非国教徒への審査法の適用免除の決定は批判されるはずである。しかしその予想に反して、パークはプロテスタント系非国教への審査法の適用免除を評価する。その理由はパークに

---

50) 本稿の査読者レフェリー A から、パークの言う否定的宗教と積極的宗教の区別は、その宗教が「情念の暴走を抑制するための装置」として機能しうるかどうかにあるのではないか、否定的宗教への支援がなされ迫害的な無神論が蔓延すれば統治が転覆するというパークの否定的宗教への憂慮は、パークの言う宗教を情念抑制装置として把握すればよく理解できるのではないか、との示唆を戴いた。本稿著者はこの示唆を大変貴重なものと受けとめるものの、『手紙』の記述にのみ即して考えると、この示唆は必ずしも妥当とはではないと考える。第一に、この示唆の根拠として犬塚 [1997] が挙げられていたが、パークの認識においては統治者と被治者の情念が適切に抑制されない場合には統治の転覆ではなく専制が生じる、と犬塚は解釈しているように思われる。それゆえ犬塚 [1997] はレフェリー A の示唆の論拠とはなりえないと考える。第二に、本文で引用した記述から明らかのように、パークは無神論を「精力的」、「改宗を迫る」、「迫害的」と形容し、統治の転覆を引き起こすと考える一方で、否定的宗教の特徴はあらゆる教義や実践に対する「無関心」であり、これは迫害的な無神論を助長すると考える。ここから 2 点指摘できる。第一に、否定的宗教は直接的に統治の転覆を引き起こすとは述べられていない。第二に、積極的宗教と否定的宗教に関するパークの区別を理解するためのカギは、否定的宗教の特徴である「無関心」をどのように解釈するかにある。いずれにせよ、パークが否定的宗教を情念と結びつけて論じていないことはこの箇所に関していえば明らかのように思われる。ただし、『手紙』ではレフェリー A の示唆に十分に応答するための記述は本稿で引用した以上には残されていない。アイランド・カトリック教徒が否定的宗教と結びついたイングランド国教会の抑圧に屈して自分たちの宗教を捨ててしまった場合に引き起こされる問題については、パークが『手紙』とほぼ同時期に著した息子リチャードに宛てた手紙においてより詳細な議論を行っている。本稿著者はこの『リチャードへの手紙』を主たる分析対象とした研究を予定しており、レフェリー A の示唆への本格的な応答はその際に行いたい。

51) 先行研究において、本節で扱う箇所にも多少なりとも検討を加えたのは、本稿著者の調べる限りでは真嶋 [2010] のみである (真嶋 [2010] 61-62 頁)。ただし、本節で分析するような、英愛間の差異や聖俗の関係にまで十分に踏み込んだ分析がなされているとは言い難いように思われる。

よれば、当時のアイルランド立法部がプロテスタント系非国教徒に対する審査法の適用を免除したのは、「自国の状況の綿密な検討に基づいて」、「国王の良心に完全な安心を、そして国教会制度に完全な安定性を与えることができる」こと、すなわち戴冠宣誓に定められた国王の義務がより良く果たされることを確信したためであるという（p. 610 : 775 頁）。つまりバークにとって、1780年の決定はアイルランドにおけるイングランドの国教会制度（およびそれに含まれる寛容政策）からの逸脱を意味するのではなく、アイルランド立法部が熟慮によってイングランドの国教会制度をアイルランドの状況に適合させたことを意味しているのである。

バークは、審査法に関するアイルランド議会の決定とその論理がそのまま刑罰法にも適用できることを次のように主張する。

では、[審査法のプロテスタント系非国教徒への適用免除と] 同様に、状況 *circumstances* が必要とするならば、議会によるその状況の判断に基づいて、国王が彼のカトリック民衆に対して、公共の知恵が適当と認めるしかるべき限定や程度の範囲内で、彼らがかつて何の制限もなく享受してきたにもかかわらず、その時のいかなる差し迫った理由もなくはく奪されてしまった選挙権の一部を回復させることが、いったいどのような理由で国王の宣誓に抵触するというのであろうか（p. 610 : 757 頁、強調はバーク）。

すなわち、アイルランドのカトリック教徒への選挙権の回復によって戴冠宣誓で誓われた国教会制度と積極的宗教の擁護という国王の義務がより良く履行されるための手段となり得るとアイルランド立法部が判断すれば、それは戴冠宣誓に違反する宗教的決定ではないのである。

アイルランドのカトリック教徒の選挙権をはく奪する刑罰法は、ブリテン国制の宗教的側面を表す戴冠宣誓との関係で考えると、修正が加えられても問題は発生しない。その一方で、刑罰法はブリテン国制の世俗的側面を表すマグナ・カルタとの関係で考えると、修正がなされなければならないとバークは論じる。バークによれば、法は最大級の重要性を持つ「基本法 *fundamental law*」と、その基本法を補強するために時代状況に応じて制定される「調整法 *laws of regulation*<sup>52)</sup>」（p. 612 : 759 頁）の二種類に分類できる。ある法が基本法に分類されるのか、それとも調整法に分類されるのかを厳密に決定することは困難であるとバークは認める。しかしバークは「法学の著作家によって承認され、我が国の一部の実際の法規の中でも認められる区別が確かに存在する」（p. 610 : 757 頁）として両者の区分を法学の伝統に依拠して深入りすることなく、「諸州内部での自由土地所有者の権利 [選挙権] を国制における不可欠な部分」と定めるマグナ・カルタを「基本法であると考え」（pp. 610-611 : 758 頁）。他方、刑罰法をバークは調整法に分類しており、アイルランドの民衆の大多数を構成するカトリック教徒への選挙権をはく奪する刑罰法は、マグナ・カルタと本質的に対立するとして、それを撤廃する必要性を主張している（p. 612 : 759 頁）。

52) *laws of regulation* は、直訳すれば中野訳のように「規制法規」などと訳されるであろうが、この文脈では *regulation* を「規制」と訳しても意味が通らない。*regulation* の派生元である *regulate* を O.E.D. で引くと、「時間、量、力などを、何らかの基準や目的に応じて調整すること。特に、（時計や他の機械などを）調節してその機能を正確なものとする」という 17 世紀以来の用法が見出される。本稿ではこの意味を *regulation* の訳語として採用した。後述するように、バークの主張とも整合的な訳語であると考えられる。

以上より、パークはブリテン国制を単なる世俗の政治制度としてではなく「聖俗混合国制 mixed ecclesiastical and secular constitution」(p. 610 : 757 頁)として、すなわちマグナ・カルタなどの世俗の制度に関する基本法と、戴冠宣誓などの宗教制度に関する基本法とが矛盾なく両立すべき政治体制として捉えていたことがわかる。前者はブリテンの臣民に対して選挙権は普遍的に付与されることを、後者はブリテンにおいて国教会制度と積極的宗教とが国王によって擁護されることを定めていた。それらの基本法自体はイングランドにおいてもアイルランドにおいても例外なく採用されるべきであるが、その具体的な適用のあり方は、イングランド、アイルランドの両議会における状況判断によって決定されるのである。ブリテン国制の普遍的適用と、アイルランド議会の状況判断に基づいた具体化、という二側面から議論を行っていることが、パークの国制論の特徴であったと結論できるだろう。

さらに、本章で析出したパークの主張をラングリッシュのそれと対比させるならば、パークはイングランド国教会の確立という宗教に関する基本法を損なうことなく維持しつつ、普遍的選挙権の確立という世俗に関する基本法を回復できること、すなわち、ラングリッシュが言うような政治体制の改変を伴うことなく、カトリック教徒をマグナ・カルタの恩恵に与らせることは可能であると主張したのである<sup>53)</sup>。

## 5. パークの歴史論—ネーション意識と統治をめぐる歴史叙述とその意図

本稿第3章及び4章の議論は、基本的にはアイルランドの国制論としての性格を有していた。『手紙』ではこの国制論に加えて、イングランドとアイルランドの関係性に関する歴史叙述が重要な議論の一つとなる。パークが英愛関係史を考察するのは、ラングリッシュが名誉革命をアイルランドの立法者が常に参照し、尊重すべき出来事としてみなしたことに応答したためであり、ここでのパークの目的は、直接的にはラングリッシュの説得にあると言える。しかし、名誉革命解釈を軸としたパークの英愛関係史叙述はラングリッシュの説得にとどまるものではなく、そこからパークが自身の統治論を引き出す重要な議論である<sup>54)</sup>。

また、『手紙』におけるパークの英愛関係史叙述は、アイルランド史や帝国主義思想を専門とする研究者から、イングランドによるアイルランド植民地統治に対するパークの批判を析出するために参照されることも多かった<sup>55)</sup>。確かに、パークの歴史叙述では『手紙』における他の箇所とは異

---

53) パークの否定的宗教批判は、確かにイングランド国教会の性質を示すうえで必要であったとしても、ラングリッシュの説得のみを目的として考えると若干余分な議論であるように思われる。これは、パークのフランス革命に対する危機感の深刻さの表れとして捉えるべきであろう。それを裏付けるように、『リチャードへの手紙』では宗教に関する法的議論は全く展開されず、否定的宗教の批判的分析がより詳細に行われるのである (Burke [1792b] pp. 644-649)。本稿で考察したパークの否定的宗教に関する議論は、フランス革命期のパークの宗教論の特徴とその特異性を明らかにするうえで重要であると本稿著者は推測しており、『リチャードへの手紙』も含めたフランス革命期のパークの宗教論のさらなる考察は別稿で改めて行いたい。

54) O'Brien [1992] や Donlan [2007] は『手紙』の歴史叙述に言及しているが、これらの研究は、パークの歴史叙述と統治論との連関を等閑視しているように思われる。

55) 例えば、O'Brien [1992] pp. 480-481, Gibbons [2003] pp. 8-9, Deane [2005] pp. 91-92, McBride [2009] p. 98などを参照せよ。

なり「ネーション nation」が多用されており、それゆえイングランド民族に対するアイルランド民族の抑圧という意味での帝国主義をバークが批判したのだという解釈も一面では成立する。しかし本稿で以降考察するように、バークがその歴史叙述からいかなる同時代的意義を引き出したのかについてより詳細な検討を加えるためには、その歴史叙述は民族問題、帝国主義という19世紀的な文脈よりも、複合国家という18世紀的文脈から解釈する必要があるのである。

### 5-1. ネーション間の対立と党派一名誉革命に至る歴史叙述とその教訓

ラングリッシュがイングランドとアイルランドにおいて共通の意義を有する経験として認識していた名誉革命を、バークはどのように認識していたのか。

バークはラングリッシュとはきわめて対照的に、「イングランドにおける名誉革命」と「アイルランドにおける名誉革命」を峻別しなければならない、と主張する。「イングランドにおける名誉革命」は、「民衆の大多数 *great body* が、彼らを抑圧しようとした非常に小規模な党派 *small faction* に対抗して、自らの自由を確立した闘争」であったのに対して、「アイルランドにおける名誉革命」は「[イングランドの「民衆の大多数」と比べて]より圧倒的多数の市民的自由と財産、そして[アイルランド]全体 *the whole* の政治的自由を犠牲にした、[イングランドの「小規模な党派」と比べて]より少数の者による権力の確立」であったとされる (p. 614 : 761 頁)。バークはここで、二つの革命を党派性の程度によって比較している。イングランドにおける名誉革命は党派的色彩が相対的に小さいのに対して、アイルランドにおける名誉革命は党派的利益が追求されてしまった出来事として描かれている。さらにバークはアイルランドにおける名誉革命とは実際にはイングランドによる「征服 *conquest*」であった (p. 614 : 761 頁) と述べるように、アイルランド「全体の政治的自由」がイングランドの征服によって失われたという点も、イングランドにおける名誉革命にはない特徴である。

ではアイルランドにおける名誉革命が、イングランドの党派的利益が追求された征服となってしまったのはなぜか。バークによれば、それは「二つの敵対的ネーション *adverse nations* の間に抗争の精神」 (p. 616 : 764 頁) が存在していたからである<sup>56)</sup>。バークはこのネーション間の抗争の精神を宗教改革以前の14世紀のキルケニー法規 *statutes of Kilkenny*<sup>57)</sup> にまでさかのぼることができることから、この抗争は本質的にはプロテスタントとカトリックという宗派の違いに起因した対立

56) *nation* は一般に「国民」と訳されるが、この訳出では国民国家概念が成立して以降の「国民」概念が有する政治的同一性が含意されてしまうように思われる。後述するようにバーク自身はこの語を明確な枠を持ったものではなく、厳密な定義を持たないか、あるいは同胞感情によって間主観的に形成される人間集団といった意味で用いることから、カタカナで「ネーション」と便宜的に訳出する。

57) キルケニー法規はアイルランド人を「アイリッシュの敵 *the Irish enemies*」と呼ぶ。また同法規では、アイルランドに入植したイングランド人が、アイルランドの生活様式、言語、法の下に生活していることやイングランド人とアイルランド人との通婚が問題視されており、イングランドの生活様式、言語、法を再導入することでイングランド人入植者と土着のアイルランド人との混交を防止する必要性が訴えられている。キルケニー法規の文言は <http://celt.ucc.ie/published/T300001-001/> (2017年6月14日閲覧) を参照した。

ではないことを示している<sup>58)</sup>。この敵対意識は宗教改革以降においては、イングランドからアイルランドに入植した「ニュー・イングリッシュ the new English」(p. 616 : 764 頁)によってプロテスタントと教皇主義者、文明と野蛮という序列化によって正当化されたもの (p. 616 : 764 頁)、その根本的な動機は変わることなく、根強く続く敵対意識であったというのである。

パークの言う「二つの敵対的ネーション」がいかなる原理に基づく集団なのかについては、この箇所では明示的に語られていない。基本的にはアイルランド島に古くから居住していた土着の人々か、それとも後にイングランドから移住した入植者かという観点から、地理的に把握されているように思われる<sup>59)</sup>。

パークは名誉革命に至るまでの以上の歴史叙述に基づいて、「名誉革命に際してアイルランドで行われたすべてに固執することは、征服者がこの新しく獲得した地域への粗暴な入植に際して行った過酷かつ嫉妬深い政策に、将来の統治のための恒久的規則として固執することに他ならない」(p. 614 : 761 頁) ことから、アイルランドにおける名誉革命はアイルランドの為政者にとって規範とはなりえないという歴史的教訓を引き出している。

パークの歴史解釈は、第一に名誉革命がイングランドの文脈とアイルランドの文脈とでは違った意味を持つこと、第二に名誉革命はアイルランドの政治的指針とはなり得ないことを論ずることで、ラングリッシュのそれとはまったく異なるものであった。

## 5-2. ネーションの要求と宥和的な譲歩—名誉革命以降の歴史叙述とその教訓

前節では「アイルランドにおける名誉革命」に至るパークの歴史叙述が検討された。本節では、パークがアイルランドにおける「真の名誉革命」と呼ぶ、1782年のポインクス法の実質的廃止とそれによるアイルランド立法権の独立に至る歴史叙述を検討する。

パークが英愛関係史の一大画期として取り上げるのは、アイリッシュに対して敵対的ネーションとしての対応を行っていたニュー・イングリッシュの帰属意識の変化である。彼らは、アイルランドに「定住 domiciliated<sup>60)</sup>」し始めるにつれて、自分たちが祖国 a country を持つことを思い出し始

58) Sato [2015] は、宗派対立の背景には英愛両ネーション間の敵対意識が存在していたというパークの歴史認識を18世紀のアイルランド・カトリック教徒は共有していたと論じており、その論拠として Charles O'Connor の「精神的な〔霊的な〕敵意 spiritual hatred が我々のかねてからのネーション間の対立 national Distinctions と混ざり合ったとき、一つの人民としてのアイルランド人に長らく当てつけられた邪悪さはもはや彼らの本性ではなく彼らの宗教にその責任があるとみなされた」([O'Connor] [1758] p. xv) という記述を引用している (Sato [2015] p. 396)。Sato の主張を本稿著者も妥当と考え、本稿の議論の前提とした。

59) パークの言う「アイリッシュ」と「イングリッシュ」はそれぞれ「(ミア・) アイリッシュ」と「ニュー・イングリッシュ」という近世アイルランドの社会集団を区分するアイルランド史学の用語法とある程度対応している。アイルランド史家の山本の整理によれば、ミア・アイリッシュあるいは単にアイリッシュは、アイルランドにおけるイングランド王権の正統性を認めないカトリック教徒を意味し、ニュー・イングリッシュは聖俗両面においてイングランド王権に忠誠を誓うプロテスタントを意味している (山本 [2002] 127-128 頁)。ただし、パークがアイリッシュとイングリッシュを、イングランド王権への忠誠の有無で区別しているわけではない。

60) O.E.D. によれば、domiciliate の最初の用例はパークの書簡にさかのぼり、パークの造語であった可能性が高い。ただしニュー・イングリッシュが定住し始めたというパークの言明が具体的に何を意味しているのかについては、これ以上議論が展開されていないため判断できない。

めた」結果、イングランドとは「独立したアイルランド勢力 *independent Irish interest*」としての自己意識を有する「アングロ・アイリッシュ *Anglo-Irish*」に変化したとされる (pp. 616-617 : 764 頁, 強調はバーク)。

ニュー・イングリッシュの帰属意識がイングランドから分離して、自律的なアングロ・アイリッシュが形成されたことは、第一にアイルランド立法部のアイリッシュに対する政策の変化を、第二にポインクス法の実質的撤廃によるアイルランド立法部独立をもたらしたとバークは述べる。第一のアイリッシュに対する政策の変化について、バークは次のように述べる。

アングロ・アイリッシュはその認識を変化させるに伴って、その原則をも変化させた。彼らは民衆全体に対して、独立と結びついた共通の利益あるいは少なくともそれに類するようなものが存在し、それは共通に努力すべき目標となった、と示すことが必要になった。統治の穏和さはアイリッシュに対する初めての緩和政策をもたらした。そして、必要性と、そして部分的にはこの大いなる変化において支配的であった気質から、第二の、そして最も重要な緩和政策もたらされた (p. 617 : 764 頁)。

ここでは、アングロ・アイリッシュがアイリッシュとの間に「共通の利益」、「共通の努力すべき目標」を抱くようになった (少なくともそのように主張することが必要になった) 帰結として、「アイリッシュに対する初めての緩和政策」と「第二の、そして最も重要な緩和政策」という二つの政策が挙げられている。前者はカトリック教徒に対して 999 年間の借地契約を認めた 1778 年の救済法案を、後者はカトリック教徒の礼拝に対する諸制限を廃止した 1782 年の救済法案<sup>61)</sup> をそれぞれ指すものと思われる。アイルランド議会がカトリック教徒への 2 度の救済法案を提出したことは、アイルランドではネーションと同様に議会もまた「アイルランド議会」へと変化したことを意味するとバークは解釈している。

第二に、アングロ・アイリッシュの形成は、15 世紀末に制定され、18 世紀においてはアイルランド立法部の立法権をイングランドの王権と枢密院の下に制限したポインクス法の廃止をもたらしたとされる<sup>62)</sup>。バークはポインクス法の実質的廃止の功績を「グレート・ブリテン *Great Britain*」(p. 617 : 765 頁) すなわちブリテン政府の政治的判断に帰着させる。アングロ・アイリッシュがアイルランドにおける「植民地駐屯兵 *colonial garrison*」ではなく「ネーションを指導する層 *the leading part of the nation*」としてのアイデンティティを有するようになったことを看取したブリテン政府は、立法権独立への強い要求に「宥和的に *conciliatory*」応答して、1782 年にポインクス法を撤廃することで「アイルランドにおけるイングランドの植民地を支援してまでその維持と獲得に努めてきた無制限の至高性 *boundless superiority*」を放棄したとされる (pp. 618 : 765 頁, 強調はバーク)。

名誉革命から 1782 年に至る以上の英愛関係史叙述から、バークはいかなる同時代的教訓を引き

61) Dickson [2000] pp. 163-164, 171. カトリック教徒に対する職業制限や選挙権の停止などは残存し、ラングリッシュの提出した 1792 年救済法案に至る。

62) ただし、本来ポインクス法は、アイルランドに派遣された総督が、イングランド王権の意向を無視してアイルランド議회를私物化することを監視する目的で制定されたとされる (山本 [2002] 42 頁)。

出したのか。名誉革命以前の歴史叙述では刑罰法制定の原因としてネーション間の対立が強調されていたことから、ネーション間の対立を乗り越えた共同体意識がアイルランドにおいて育まれたことを賞賛し、ラングリッシュにも同様の共同体意識を抱くように推奨することがパークの意図であったと、一部の先行研究では解釈している。しかしながら、パーク自身は特にこの点を強調していない<sup>63)</sup>。確かに、刑罰法がイングリッシュのアイリッシュに対する敵対感情によって制定されたことを述べる際に、ネーション意識に根差す党派対立を批判しているものの、パークはこの党派対立を、イングリッシュとアイリッシュを包含するような共同体意識の創出によって克服すべきとは主張しなかった。ニュー・イングリッシュのアングロ・アイリッシュへの帰属意識の変化とそれに続く刑罰法の緩和も、パークの歴史叙述の中では規範的というよりも記述的な位置づけを与えられている。すなわち、パークは共同体的なアイデンティティを政治に直結させていないのである。

パークはむしろ、1782年のブリテン政府の主導によるポインクス法の廃止を「1688年のイングランドにおける名誉革命にこの上なく実質的かつ本質的に似た真の革命 true revolution」であり「同胞市民に対するあなたがたの行いの規範」とすべきとして、その歴史的意義と教訓を強調するのである (p. 617: 764 頁)。彼の目的は、『手紙』の冒頭で言及された選挙権の回復を求めるカトリック教徒の請願<sup>64)</sup>に対して、アイルランド政府が融和的な譲歩を行うことが「名誉革命原理」に適う行為であると主張するところにあった。パークはブリテン政府によるポインクス法の撤廃とアイルランド政府による刑罰法の緩和が類比可能であることを、ポインクス法撤廃を要求したアングロ・アイリッシュと、請願を行うカトリック教徒の集団の類似性に見出す。1782年にブリテン政府によるポインクス法の撤廃が実現したのは、アングロ・アイリッシュが「ネーションを指導する層」あるいは「アイルランドにおける指導的集団」として行動したからであったことは先に述べた。パークは、選挙権回復を請願するカトリック教徒は、「冷静で理性的で裕福な階層」であり、「貧困で無学で無知な人々」を、感情に流されず、理性によって導く存在と説明している (p. 621: 768 頁)。以上の認識に基づいて、パークは「宥和的な譲歩が政策として有効なのはネーション間の議論 [1782年のポインクス法撤廃] においてだけであり、同一ネーション間の諸宗派の間では譲歩は常に不合理かつ危険であるという命題が本当に正しいか否かを考慮してほしい」(p. 619: 766 頁) と述べ、ラングリッシュにカトリック教徒への請願に対して宥和的な態度を示すよう

---

63) 本稿の解釈とは異なり、パークは『手紙』を含むアイルランドに関する著作において、これまで排除されてきたアイルランドのカトリック教徒を「ブリテンのナショナリティ」に包摂する政治が実現される必要性を訴えたと解釈し、共同体意識と政治とを直結させるパークの政治思想を提示するのは Pitts [2005] である。しかしながら、後述するように、少なくとも『手紙』におけるパークの主張では、共同体意識に完全に埋没せず、共同体を俯瞰する統治が重要な位置を占めているように思われる。Pitts がこの点に言及しないのは、歴史叙述それ自体と、その歴史叙述が有する実践政治への教訓との間の相違に十分な注意を払っていないことに起因しているように思われる。なお Pitts [2005] を参照する角田 [2013] もまた、Pitts と同様の問題を有しているように思われる。

64) ただし、ここでパークの言うカトリック教徒の請願が、本稿第2章で採り上げた1791年12月27日の請願を意味するのかどうかは判断できなかった。なぜならばすでに述べたように、12月27日の請願の内容は抽象的な要望に留まっており、選挙権回復という具体的内容は指示されていなかったからである。パークはアイルランド・カトリック教徒との私的な関係を通じて、彼らが明示的に語らない具体的な要望を前もって知っていた可能性もある。

訴えるのである<sup>65)</sup>。

本章の議論をまとめよう。第1節ではアイルランドにおける名誉革命においてはニュー・イングリッシュの党派的利益が追求されたため、この革命をアイルランドの為政者の行動の指針とすることは適切ではないことが述べられていた。統治はネーション意識に基づく党派対立に加担した政治を行ってはならないことが示されたのである。そして第2節では、1782年の真の名誉革命においてはアイルランドのネーションの全体の利害を代表したアングロ・アイリッシュの要求に対する、ブリテン政府の宥和的対応が評価されていた。ネーション（あるいはそれに相当する規模の社会集団）の理性的に表明された要求に対して宥和的な譲歩を行うことが統治における慎慮ある政治的判断であることが示されたのである。そして以上の二つの歴史的教訓は、カトリック教徒全体の意見を代表するカトリック委員会の請願に対して、アイルランド政府は（ブリテン政府がアングロ・アイリッシュに対して行ったように）宥和的な譲歩を行うべきである、というバークの実践的主張の根拠として展開されていたのであった。

## 6. 結論に代えて

終章である本章では、これまでの議論を要約しつつ、若干の展望を行いたい。

第2章では、ラングリッシュの提出したカトリック教徒救済法案の内容から、1. 確立した政治制度への尊敬の念に支えられた安定した政治権力の保護の下に社会は形成、維持されるというラングリッシュの国家観、2. アイルランドの政治体制は政治権力とプロテスタントとの排他的な結びつきを特徴とするという宗教と国家の関係性に関する認識、3. アイルランドの政治体制は（イングランドと同様に）名誉革命によって確立し、名誉革命以降の立法者は常に名誉革命を参照すべきであるという歴史観を考察した。

第3章以降では、バークの国家論、宗教論、歴史論をラングリッシュのそれと比較検討しつつ考察した。バークの国家論は、選挙権の実質的の代表の効果による有権者と議員の結びつきが生む便益をブリテン国制は自由土地所有者である臣民に普遍的に認めている、というものであった。バークの宗教論は、1. イングランド国教会は否定的宗教であるプロテスタント系非国教徒とは区別されるべき積極的宗教であり、イングランドの為政者はイングランド国教会と積極的宗教の擁護をブリテン国制によって義務付けられていること、2. アイルランドにおける宗教的寛容は、ブリテン国制の原理に反しない程度においてアイルランド議会による状況判断に依存していること、この2点からなるものであった。バークの歴史論は、1. 分断されたネーションのいずれかに加担する統治を

---

65) バークがポインクス法の廃止を「名誉革命」になぞらえた理由は2つ考えられる。第一に考えられる理由はラングリッシュの説得である。あくまで名誉革命体制を維持しようとするラングリッシュに対して、バークはポインクス法の廃止を「真の名誉革命」と呼ぶことで刑罰法の廃止は名誉革命体制からの逸脱ではないことを伝えようとしたと考えられる。第二に、ポインクス法の廃止とイングランドにおける名誉革命が、ともに党派性の弱い改革であったという点も理由として考えられる。すでにみたように、バークによればイングランドにおける名誉革命はアイルランドにおけるそれとは異なり、党派的利益が追求されることの少ない革命であった。それと同様に、アングロ・アイリッシュのエリート層が大衆を導きつつ行動したことによって実現したポインクス法の廃止は、アングロ・アイリッシュ全体の利益となる改革であった。このような性質の類似から、バークはポインクス法の廃止を「真の名誉革命」と呼んだとも考えられる。

批判し、アイルランドにおける名誉革命は為政者の行動の指針として不適切であること、2. 1782年のブリテン政府によるポインクス法の撤廃と同様に裕福で理性的な層によって統合されたカトリック教徒による選挙権の回復を要請する請願に応えることが慎重な政治判断であること、この2点が主張されていた。国家論、宗教論、歴史論いずれにおいても、アイルランドの一国的な議論、あるいはアイルランドとイングランドの二国間的な議論では捉えられない、複合国家ブリテンに関する議論が展開されていることが明らかとなった。

本稿は、近世国家を複合国家として捉える歴史学的知見を取り入れ、複合国家ブリテンにおける国制と歴史をめぐる問題を着眼点とすることで、『手紙』のようなバークの著作全体の中でも比較的メジャーな著作から、数多くの未だ論じられていない彼の主張を析出できることを示す結果となった。バーク研究における「自然法・功利主義論争」がそもそもバーク思想を理解する上で有益な争点だったのかについて疑問が呈されて久しいが<sup>66)</sup>、いまだそれに代わる有益な分析視角が積極的に提示されていないように思われる。バーク研究は歴史学や通史的思想史学研究的知見を積極的に取り入れ、新たな論争の軸を形成する時期にあるように思われる。

## 参考文献

- O.E.D.: *Oxford English Dictionary*, 2<sup>nd</sup> edition, Oxford, 1989.
- D.N.B.: *Oxford Dictionary of National Biography*, Matthew and Brian Harrison (eds.), Oxford, 2004.
- Anon. [1367] *A Statute of the Fortieth Year of King Edward III., enacted in a parliament held in Kilkenny, A.D. 1367, before Lionel Duke of Clarence, Lord Lieutenant of Ireland*, <http://celt.ucc.ie/published/T300001-001/> (2017年6月14日閲覧).
- Burke, Edmund [1792a] 'Letter to Sir Hercules Langrishe', in *the Writings and Speeches of Edmund Burke, Volume IX*, R.B. McDowell (ed.), 1991, Oxford, pp. 594-639. (中野好之訳「サー・ハーキュリズ・ラングリッシへの手紙」, 中野編訳『バーク政治経済論集』法政大学出版局, 2000年, 740-786頁)
- [1792b] 'Letter to Richard Burke', in *the Writings and Speeches of Edmund Burke, Volume IX*, pp. 640-658.
- [1795] 'Second Letter to Sir Hercules Langrishe' in *the Writings and Speeches of Edmund Burke, Vol. IX*, pp. 666-671.
- [1970] *The Correspondence of Edmund Burke*, Volume IX, R.B. McDowell (ed.), Chicago.
- Catholic Society [1791] *Declaration of the Catholic Society of Dublin; resolutions and oath of United Irishmen; Phelan's letter, and Kenmare's address*, Dublin, ESTC: T33129.

---

66) Stanlis [1958] は、従来バークは功利主義者として誤って解釈されてきたと主張し、それに対してバークを一貫した自然法哲学者として解釈した。このStanlisによるバーク研究史の整理が現在では「自然法・功利主義論争」と呼ばれるようになる。Stanlisのバーク解釈や先行研究整理については様々な批判がその後行われた。例えば、Dinwiddy [1974-5] はバークの功利主義的側面を強調しつつも、自然法的側面と功利主義的側面はバーク思想の中で矛盾しないことを示した。またLock [1985] はDinwiddyの解釈の妥当性を認めるとともにStanlisの方法論的不適切さを指摘し、Stanlisはバーク思想を首尾一貫した理論や哲学として捉え、それを20世紀のアメリカに適用しようとした点で誤っていると論じた。犬塚 [2017] は19世紀以降のバーク解釈史を追うことで、従来のバーク解釈を功利主義的解釈と一括するStanlisのバーク解釈史整理の不適切さを指摘するだけでなく、Stanlisの解釈史整理が現在においてもバーク研究者の間で一般に受け入れられている状況にも苦言を呈している。

- Coke, Edward [1797] *The second part of the Institutes of the laws of England : containing the exposition of many ancient and other statutes*, vol. I, London, ESTC: T112814.
- [O'Connor, Charles] [1758] 'Advertisement', in *Historical memoirs of the Irish rebellion in the year, 1641; extracted from Parliamentary journals, State-Acts, and the most eminent Protestant historians*, John Curry (ed.), pp. ix-xxix, ESTC: T146947.
- Hobbes, Thomas [2012] *Leviathan*, Vol. 2, Noel Malcolm (ed.), Oxford. (水田洋訳『リヴァイアサン(1)』岩波文庫, 1992年)
- Langrishe, Sir Hercules [1792] *SPEECH OF Sir HERCULES LANGRISHE, BART. IN THE HOUSE OF COMMONS, ON WEDNESDAY 25th JANUARY, 1792, With his PLAN for Relief of the ROMAN CATHOLICS*, Dublin, ESTC: T81249.
- Paine, Thomas [1995] 'Rights of Man', in *Rights of Man, Common Sense, and Other Political Writings*, Mark Philip (ed.), Oxford, pp. 83-197. (西川正身訳『人間の権利』岩波文庫, 1971年)
- Parliament of Ireland [1790] HOUSE of COMMONS, March 4th, 1790, *DEBATES on Mr. PONSONBY's Motion for a PARLIAMENTARY REFORM*, Dublin, ESTC: N52289.
- [1792] *A REPORT OF THE Debates in both Houses of Parliament, on the ROMAN CATHOLIC BILL*, Dublin, ESTC: N26397.
- Society of United Irishmen of Dublin [1791] *The declaration, resolutions, and constitution, of the Societies of United Irishmen*, Dublin, ESTC: T33090.
- Bourke, Richard [2015] *Empire and Revolution: the Political Life of Edmund Burke*, Princeton and Oxford.
- Brown, Michael [2007] 'the National Identity of Edmund Burke', in *Edmund Burke's Irish Identities*, Seán Patrick Donlan (ed.), Dublin, pp. 171-182.
- Clark, J.C.D. [1985] *English Society 1688-1832*, Cambridge.
- Conniff, James [1994] *The Useful Cobbler*, Albany, New York.
- Connolly, S.J. [2008] *Divided Kingdom: Ireland 1630-1800*, Oxford.
- Deane, Seamus [2005] 'Factions and Fictions: Burke, Colonialism and Revolution', in *Foreign Affections: Essays on Edmund Burke*, Cork, pp. 86-102.
- Dickson, David [2000] *New Foundations Ireland 1660-1800, Second Revised and Enlarged Edition*, Dublin.
- Dinwiddy, J.R. [1974-5] 'Utility and natural Law in Burke's thought: a reconsideration', in *Studies in Burke and His Time*, Vol. 16, No. 2, pp. 105-28.
- Donlan, Seán Patrick [2007] 'the "genuine voice of its records and monuments"? Edmund Burke's "interior history of Ireland"', in *Edmund Burke's Irish Identities*, pp. 69-101.
- Edwards, R. Dudley [1942] 'Minute Book of the Catholic Committee, 1773-92', in *Archivium Hibernicum*, Vol. 9, pp. 1, 1a, 2-172.
- Gibbons, Luke [2003] *Edmund Burke and Ireland*, Cambridge.
- Goto, Hiroko [1998] 'The Dawn of Anti-imperialism: Irish Radicals and their Liberal Project for Modernisation of Ireland in the 1780-90s', Ph.D. Thesis, Trinity College Library Dublin.
- Kelly, James [2000] 'Conservative Protestant political thought in late eighteenth-century Ireland', in *Political Ideas in Eighteenth-century Ireland*, S.J. Connolly (ed.), Dublin, pp. 185-220.
- Mahoney, Thomas H.D. [1960] *Edmund Burke and Ireland*, Cambridge, Massachusetts.
- McBride, Ian [1998] "'The common name of Irishman": Protestantism and patriotism in eighteenth-century Ireland', in *Protestantism and National Identity, Britain and Ireland, c.1650-c.1850*, Tony Claydon and Ian McBride (eds.), Cambridge, pp. 236-261.
- [2009] *Eighteenth Century Ireland; the Isle of Slaves*, Dublin.
- [2012] 'Burke and Ireland', in *the Cambridge Companion to Edmund Burke*, David Dwan and Christopher

- J. Insole (eds.), New York, pp. 181-194.
- McDowell, R.B. [1986a] 'Colonial nationalism and the winning of parliamentary independence, 1760-82', in *A New History of Ireland Vol. IV: Eighteenth-Century Ireland 1691-1800*, T.W. Moody, W.E. Vaughan (eds.), Oxford, pp. 196-235.
- [1986b] 'The age of the United Irishmen: reform and reaction, 1789-94', in *A New History of Ireland Vol. IV*, pp. 289-338.
- Lock, F.P. [1985] *Burke's Reflections on the Revolution in France*, London.
- [2006] *Edmund Burke, Volume II: 1784-1794*, Oxford.
- O'Brien, Conor Cruise [1992] *the Great Melody: a Thematic Biography of Edmund Burke*, London.
- O'Flaherty, Eamon [1997] 'Burke and the Catholic Question', in *Eighteenth-Century Ireland*, Vol. 12, pp. 15-27.
- [2007] 'Burke and the Irish Constitution', in *Edmund Burke's Irish Identities*, pp. 102-116.
- O'Gorman, Frank [1973] *Edmund Burke, his Political Philosophy*, London.
- O'Neill, Daniel I. [2016] *Edmund Burke and the Conservative Logic of Empire*, Oakland.
- O'Sullivan, Tadgh [2007] 'Burke, Ireland and the Counter-revolution, 1791-1801', in *Edmund Burke's Irish Identities*, pp. 171-181.
- Pitts, Jennifer [2005] 'Edmund Burke's Peculiar Universalism', in *A Turn to Empire: the Rise of Imperial Liberalism in Britain and France*, New Jersey, pp. 59-100.
- Pocock, J.G.A. [1985] 'Josiah Tucker on Burke, Locke, and Price: A study in the varieties of eighteenth-century conservatism', in *Virtue, Commerce, and History*, Cambridge, pp. 157-192.
- Sato, Sora [2015] 'Edmund Burke's Views of Irish History', in *History of European Ideas*, vol. 41, pp. 387-403.
- Simms, J.G. [1960] 'Irish Catholics and the Parliamentary Franchise, 1692-1728', in *Irish Historical Studies*, Vol. 12, No. 45, pp. 28-37.
- Stanlis, P.J. [1958] *Edmund Burke and the Natural Law*, New York.
- アーミテージ, デイヴィッド [2005] 『帝国の誕生—ブリテン帝国のイデオロギー的起源』平田雅博他訳, 日本経済評論社。
- 犬塚元 [1997] 「エドマンド・バーク, 習俗 (マナーズ) と政治権力—名声・社会的関係・洗練の政治学」『国家学会雑誌』第 110 巻, 第 7・8 号, 101-158 頁。
- [2017] 「受容史・解釈史のなかのバーク」中澤信彦・桑島秀樹編『バーク読本—〈保守主義の父〉再考のために』昭和堂, 20-41 頁。
- 岩井淳編 [2012] 『複合国家イギリスの宗教と社会—ブリテン国家の創出』ミネルヴァ書房。
- オドネル, キャサリン [2012] 「エドマンド・バークとアイルランドの『長い 17 世紀』」高桑晴子訳, 『思想』第 11 号, 岩波書店, 208-229 頁。
- 荻谷千尋 [2007] 「バークの代表論: 財産と帝国の視点から」『政策科学』第 15 巻, 第 1 号, 13-26 頁。
- 岸本広司 [2000] 『バーク政治思想の展開』お茶の水書房。
- 後藤浩子 [2006] 「18 世紀アイルランドにおける古来の国制論と共和主義」, 田中秀夫, 山脇直司編『共和主義の思想空間』名古屋大学出版会, 291-321 頁。
- コリー, L・J [2000] 『イギリス国民の誕生』川北稔監訳, 名古屋大学出版会。
- 塚田理 [2004] 『イングランドの宗教—アングリカニズムの歴史とその特質』教文館。
- 角田俊男 [2013] 「越えがたい懸隔と永久の分離—バークと東インド会社の帝国統治 1778-95 年—」『成城大学経済研究所研究報告』62 号, 1-49 頁。
- 中野好之 [2000] 「訳注」『バーク政治経済論集』法政大学出版局, 931-1019 頁。
- 古谷大輔, 近藤和彦編 [2016] 『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社。
- ベケット, J・C [1972] 『アイルランド史』藤森一明, 高橋裕之訳, 八潮出版社。
- ポーコック, J・G・A [2013] 『鳥々の発見—「新しいブリテン史」と政治思想』犬塚元監訳, 名古屋大学出版会。
- マクドウェル, R・B [1982] 「プロテスタント国家 (1775-1800)」, T.W. ムーディ, F.X. マーチン編著『アイル

ランドの風土と歴史』堀越智編訳、論創社、259-275 頁。

真嶋正己 [2010] 「バークの『ラングリッシュ卿への書簡』」『社会情報学研究』 Vol. 16, 57-73 頁。

松井清 [2015] 『アルスター長老教会の歴史—スコットランドからアイルランドへ』慶應義塾大学出版会。

山本正 [2002] 『「王国」と「植民地」—近世イギリス帝国の中のアイルランド』思文閣出版。

※この研究は、平成 29 年度京都大学経済学研究科 RA（リサーチ・アシスタント）における研究成果の一部である。